

なないろスリー

一時金で手厚く備える特定3大疾病保険

特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)

\ 保障範囲が幅広い! /

がん

心疾患

脳血管疾患

特定3大疾病を 一時金でしっかり保障!



CINNAMOROLL

© 2025 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO.L660378

シナモロールはなないろ生命のマスコットキャラクターです。

Create the New Solution

— 保険に、新しい選択肢を —

「なないろ生命」は、朝日生命保険相互会社の100%出資の子会社として2021年10月に営業を開始した新しい保険会社です。

なないろ生命は
日本乳がんピンクリボン運動
を応援しています。

【特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット】

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。この商品は、なないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

募集代理店

MIZUHO みずほ銀行

引受保険会社

あきらめないで、いい保険。
なないろ生命
朝日生命グループ



なら、特定3大疾病 にまとまった一時金で備えられます。

ご存じですか？ 3大疾患の患者数は意外と多い

がん

総罹患者数 396.9万人

心疾患

総罹患者数 360.8万人

脳血管疾患

総罹患者数 189.1万人

特徴 1

特定3大疾患を幅広く保障！

なないろスリーは、特定3大疾患で下記の所定の状態になったとき、一時金をお支払いします。

がん



診断確定されたとき

※2回目以降も診断確定で対象となります。

代表的な疾患

がん(悪性新生物)

上皮内がん

心疾患



治療のため
1日以上入院をしたとき
または

手術を受けたとき

代表的な疾患

急性心筋梗塞

狭心症

脳血管疾患



治療のため
1日以上入院をしたとき
または

手術を受けたとき

代表的な疾患

脳卒中

脳梗塞 | くも膜下出血 | 脳内出血



心筋梗塞以外の心疾患(大動脈瘤及び解離等)、
脳卒中以外の脳血管疾患(一過性脳虚血発作等)で、
所定の状態になったときでも特定3大疾患一時金を
お受け取りいただけます！

*厚生労働省「令和5年 患者調査」

※上記患者数の疾患とこの保険の保障範囲が異なる場合があります。

特徴 2

特定3大疾患一時金は、がん(上皮内がんを含む)、

心疾患、脳血管疾患それぞれについて

180日に1回を限度に何度でもお受け取りいただけます。

■お受取りイメージ(特定3大疾患一時金(1型):100万円の場合)



●前回の支払事由該当日から181日目以後にがんの治療のための入院・通院、または再発(診断確定)していれば、特定3大疾患一時金をお受け取りいただけます。

※がんによる特定3大疾患一時金について、180日に1回のお受け取りは、特定3大疾患一時金(1型)をお選びいただいた場合のみになります。

特徴 3

特定3大疾患一時金の支払事由に該当した場合、
以後の保険料の払込みが免除されます。



保険料払込み免除になった後も、保障は生涯続きます。

詳しくは9ページへ

特徴 4

喫煙状況や健康状態などが、基準を満たす場合、
保険料が割安になります。



喫煙状況や健康状態が当社所定の基準を満たす場合、優良区分料率が適用され、
基準を満たしていない場合にくらべて保険料が安くなります。

項目	適用基準
喫煙の状況	過去1年以内に喫煙していない
血圧値	最高血圧値140mmHg未満かつ 最低血圧値90mmHg未満
体格(BMI)	BMIの値が18以上27未満

優良区分料率
適用

詳しくは5・6ページへ

仕組み・保障内容・プラン例

特定3大疾病 **がん** **心疾患** **脳血管疾患** に
対する保障を一時金でしっかりご準備いただけます!

〈月払保険料〉
 ■保険期間・保険料払込期間：終身
 ■保険料払込方法：月払
 (口座振替扱・クレジットカード扱)
 ■区分料率適用特約付加：優良区分料率適用

契約年齢	おすすめ		基本プラン①		充実プラン①		基本プラン②	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳	2,586円	2,798円	4,726円	4,878円	3,836円	4,048円		
40歳	3,959円	3,877円	7,279円	6,747円	5,899円	5,557円		
50歳	7,138円	5,748円	13,218円	10,178円	10,638円	8,338円		

基本保障(主契約)	名称	支払事由等	支払金額等	支払限度	期間	生涯保障	P.7
	支払事由等	支払金額等	支払限度	期間			
	特定3大疾病一時金 特定3大疾病一時金保険 (無解約返戻金型)	がん がんと診断確定されたとき 心疾患 入院または手術をしたとき 脳血管疾患 入院または手術をしたとき	20万円～500万円 (10万円単位)	1型 回数無制限 がん 心疾患 脳血管疾患 それぞれ180日に1回限度 2型 回数無制限 がん 1年に1回限度 心疾患 脳血管疾患 それぞれ 180日に1回限度		1型 50万円 1型 100万円	
	特定3大疾病保険料 払込免除 特定3大疾病保険料払込免除特則	上記の「特定3大疾病一時金」の支払事由と同一	以後の保険料 の払込みは不要となります				
オプション(特則・特約)	特定3大疾病保険料 払込免除 特定3大疾病保険料払込免除特則	がんの治療を目的とした以下の治療を受けたとき ①抗がん剤治療 ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤治療 ①③にはホルモン剤治療が含まれます	抗がん剤治療・放射線治療を受けた月ごとに 5万円～20万円 (5万円単位) + 自由診療抗がん剤治療を受けた月ごとに 10万円～40万円	通算 2,000万円 (自由診療 抗がん剤治療は 通算24回限度)		5万円 (自由診療 抗がん剤治療は 10万円)	P.9
	がん治療給付金 がん治療特約(2022)D	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき 特定3大疾病に限らずお支払いします	先進医療または患者申出療養にかかる技術料と同額(自己負担額) 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算 2,000万円 通算 200万円		5万円 (自由診療 抗がん剤治療は 10万円)	P.10
	先進医療・患者申出療養給付金 先進医療・患者申出療養特約	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき 特定3大疾病に限らずお支払いします	先進医療または患者申出療養にかかる技術料と同額(自己負担額) 先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算 2,000万円 通算 200万円		5万円 (自由診療 抗がん剤治療は 10万円)	P.11

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(19~31ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

保険料率について ~区分料率適用特約を付加した場合~

満20歳以上のお客さま(被保険者)の場合、優良区分料率または標準区分料率のいずれかの保険料率が適用されます。

喫煙状況や健康状態などが、当社の定める下記基準を満たしている場合、優良区分料率が適用され、基準を満たしていない場合にくらべて割安な保険料でお申し込みいただけます。

(被保険者の年齢が20歳未満の場合、喫煙状況や健康状態等にかかわらず、保険料率は「20歳未満の料率」のみとなります)
適用する保険料率の判定にあたっては、「年齢」「喫煙状況」「血圧」「体格(BMI)」について、お申し込みの際に告知していただきます。

基準1 喫煙状況 過去1年内に喫煙していないこと

※喫煙には、紙巻たばこの他、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、水たばこ等を含みます。

基準2 血圧値 ▶ 過去2年内に、直近の血圧値が以下の範囲内であること

※医療機関や人間ドック・健康診断・献血で測定した数値となります。

最高血圧値 **140mmHg未満** かつ 最低血圧値 **90mmHg未満**

基準3 体格(BMI) ▶ 18以上27未満であること

BMI(ボディ・マス・インデックス)とは身長と体重のバランスを判断する指標です。

BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²

■BMIの基準を満たす身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

・体重(kg)は小数第1位以下を切り捨て

・身長(m)は小数第3位以下を切り捨て

・算出されたBMIは小数第1位以下を切り捨て

※適用される保険料率の決定と、ご契約のお引き受けに関する基準は同一ではありません(別途、告知書に質問事項があります)。優良区分料率でお申し込みいただける場合でも、ご契約のお引き受けができない場合があります。

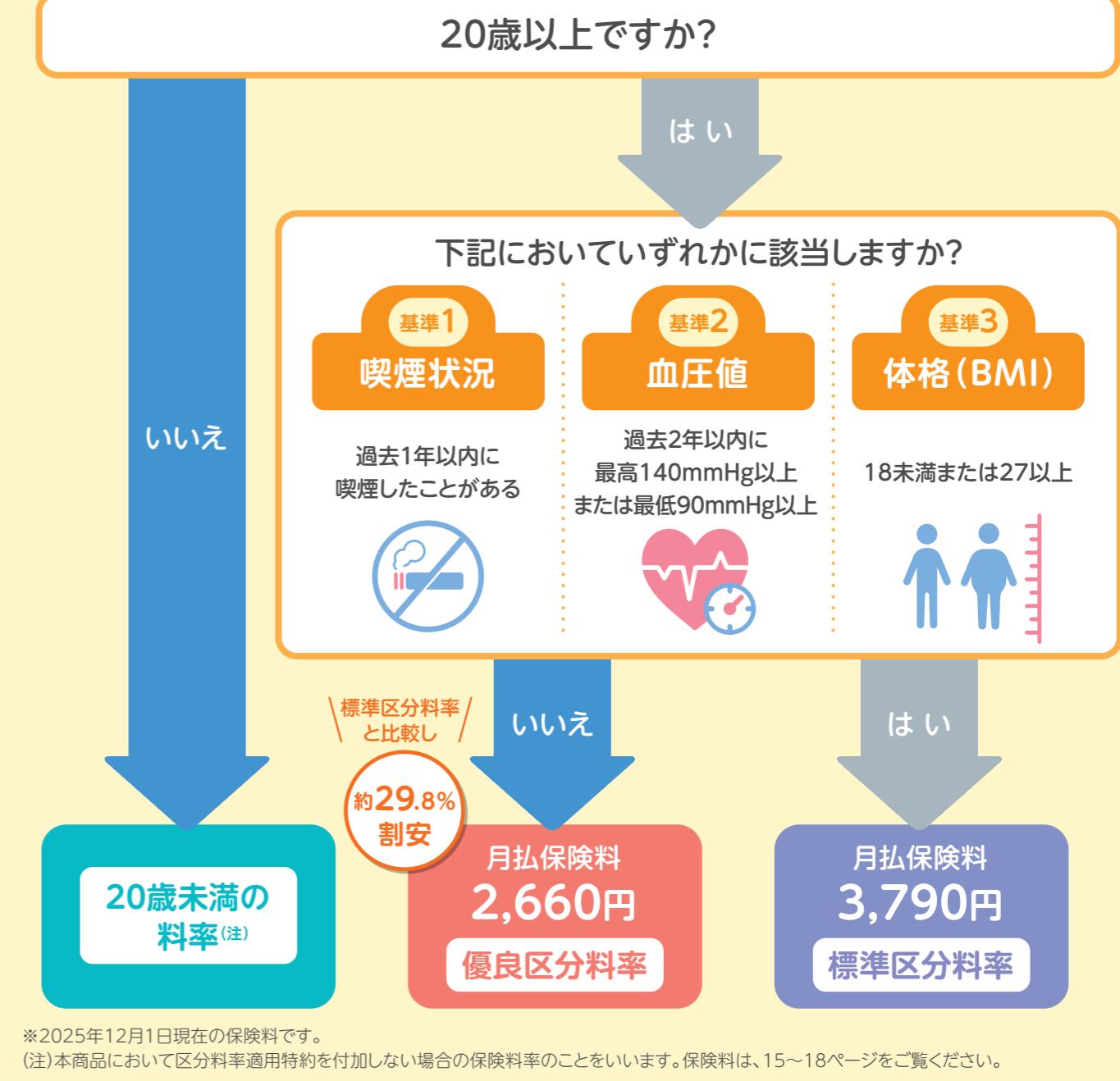
※被保険者の喫煙状況や健康状態等の確認のため、告知に加えて所定の検査や健康診断結果等の提出を求めることがあります。

※優良区分料率とは、本商品における当社の呼称であり、優良区分料率を適用する基準に該当しない方の健康状態や身体状態が優良でないということではありません。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(19~31ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

適用される保険料率決定の流れ

[ご契約例] ●35歳男性 ●特定3大疾病一時金保険(1型) 特定3大疾病一時金額:50万円 ●特定3大疾病保険料払込免除特則:適用
●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)



※2025年12月1日現在の保険料です。

(注)本商品において区分料率適用特約を付加しない場合の保険料率のことを行います。保険料は、15~18ページをご覧ください。

月払保険料例

[ご契約例] ●特定3大疾病一時金保険(1型) 特定3大疾病一時金額:50万円 ●特定3大疾病保険料払込免除特則:適用
●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

契約年齢	男性		女性			
	優良区分料率	標準区分料率	優良区分料率	標準区分料率		
20歳	1,430円	約28.1%割安	1,990円	1,475円	約22.1%割安	1,895円
30歳	2,140円	約28.9%割安	3,010円	2,080円	約21.0%割安	2,635円
40歳	3,320円	約30.6%割安	4,785円	2,870円	約21.7%割安	3,670円
50歳	6,080円	約31.6%割安	8,895円	4,430円	約23.5%割安	5,795円

※2025年12月1日現在の保険料です。

保障の詳細

特定3大疾病に備える

主契約

特定3大疾病一時金保険
(無解約返戻金型)何度も
保障

契約年齢：0歳～80歳

特定3大疾病で所定の状態になったとき、特定3大疾病一時金をお受け取りいただけます。

支払事由

がん がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき

心疾患 1日以上の入院または手術をしたとき

脳血管疾患 1日以上の入院または手術をしたとき

初回も
2回目以降も
支払事由は
同じ!

※「特定3大疾病保険料払込免除特則」の保険料払込免除事由も上記の支払事由と同じです。

支払金額 20万円～500万円の範囲で設定(10万円単位)

※60歳～80歳は300万円を限度とします。

支払限度 回数無制限

1型 がん 心疾患 脳血管疾患 それぞれ180日に1回

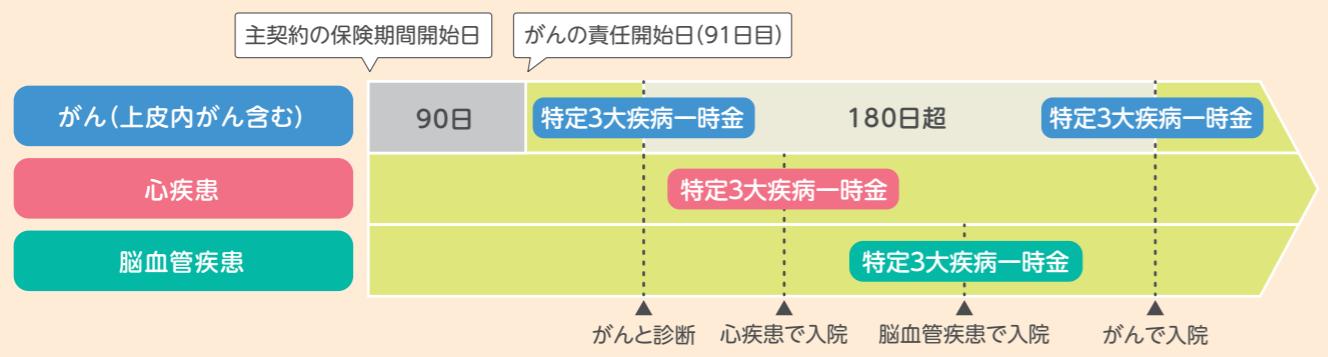
2型 がん 1年に1回 心疾患 脳血管疾患 それぞれ180日に1回

※特定3大疾病一時金の型は「特定3大疾病1型」「特定3大疾病2型」の2つから選択できます。



1型 を選択いただいた場合、がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患、それぞれについて180日1回を限度で、何度もお受け取りいただけます。

■特定3大疾病一時金(1型)のお受取りイメージ



※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(19～31ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

ご存じですか？ 最近の3大疾病のリスク

がん 治療の長期化や再発・転移のリスクがあります。

がんには治療の長期化リスクや
再発・転移のリスクがあります。

■がんの平均治療期間

全がん 平均 21.9か月 乳がん 28.8か月

白血病 28.3か月 胃がん 19.0か月

*(株)JMDCの医療報酬明細書データ(2005年～2018年)より
当社で試算(検査や診察等のみの通院期間は除く)

実は…1年内に再発するケースがあります。

■がんの1年内再発率

肺がん Ⅲ期術後1年内 16%

食道がん Ⅱ期術後1年内 23%

肝細胞がん Ⅰ期術後1年内 23%

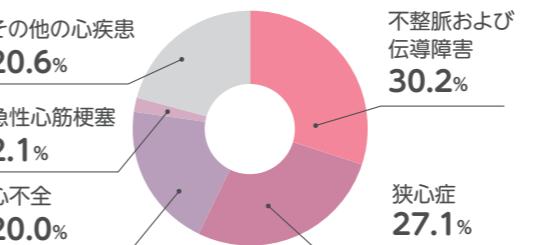
膵頭部がん Ⅰ期術後1年内 6%

*新日本保険新聞社「2025年3月版 こんなにかかる医療費」

心疾患 罹患後は一定の再入院リスクがあります。

心疾患には急性心筋梗塞だけではなく
さまざまな病気があります。

■心疾患の患者数の内訳



*厚生労働省「令和5年 患者調査」

※上記疾病とこの保険の保障範囲が異なる場合があります。

発症後1年内に再入院する方がいます。

心不全を発症した方のうち3割程度の方が、1年内に再入院しているといわれており、一度発症すると再発のリスクが高まります。

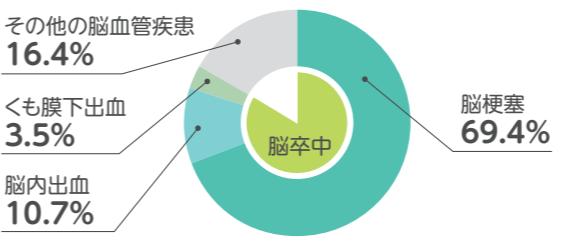


*監修:朝日生命成人病研究所

脳血管疾患 罹患後は一定の再発リスクがあります。

脳血管疾患には脳梗塞以外にも
さまざまな病気があります。

■脳血管疾患の患者数の内訳



*厚生労働省「令和5年 患者調査」

※上記疾病とこの保険の保障範囲が異なる場合があります。

発症後1年内に再発する方がいます。

脳梗塞は発症後1年で1割程度の方が再発しているデータがあります。
また、脳内出血は2.5割程度、くも膜下出血においては3割を超えてると言われています。

*監修:朝日生命成人病研究所

特定3大疾病の経済的負担に 備える

特則

特定3大疾病 保険料払込免除特則

免除の
事由が
幅広い

契約年齢：0歳～80歳

特定3大疾病で所定の状態になったとき、以後の保険料はいただけません。

保険料払込
免除事由**がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患**で所定の状態になったとき

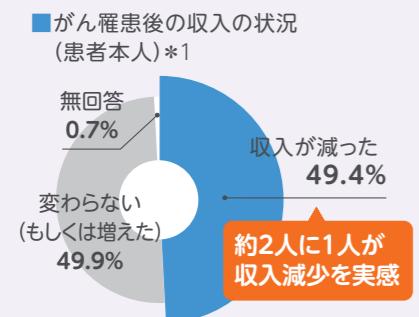
※「特定3大疾病一時金」の支払事由と同一です。特定3大疾病的所定の状態の詳細は7ページをご覧ください。



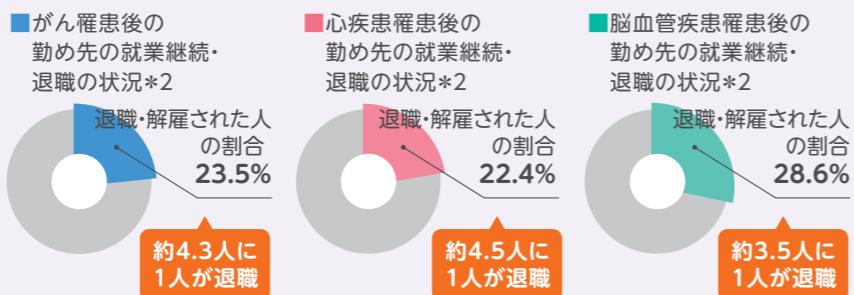
保険料の払込みが免除になると、**保険料の負担なく、保障が一生涯続きます。**

ご存じですか？ 3大疾病罹患後の収入減少や働けなくなるリスク

がん罹患後の長期にわたる治療は収入減少の要因になります。



3大疾病罹患後、治療や罹患後の状態により現在の勤め先を退職せざるをえない可能性があります。



*1 東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果」(平成31年3月)

*2 独立行政法人労働政策研究・研修機構「治療と仕事の両立に関する実態調査(患者WEB調査) (2024年3月)」より当社で作成

参考

心疾患 と **脳血管疾患** の対象疾患

特定3大疾病一時金

特定3大疾病保険料払込免除

心疾患	● 慢性リウマチ性心疾患	● 虚血性心疾患	● 肺性心疾患及び肺循環疾患	● その他の型の心疾患	● 動脈、細動脈及び毛細血管の疾患のうち、大動脈瘤及び解離	狭心症や急性心筋梗塞はここに含まれます	不整脈、心筋症や心不全はここに含まれます	高血圧や喫煙などが発症要因といわれます
	● 脳血管疾患	● その他の動脈瘤及び解離のうち、頸動脈瘤及び解離*	● その他の脳実質外動脈(脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈)の動脈瘤及び解離*	● 椎骨動脈の動脈瘤及び解離*	● 一過性脳虚血発作及び関連症候群	くも膜下出血、脳内出血や脳梗塞はここに含まれます	脳梗塞の前兆といわれる状態も保障対象です	*頭蓋内に限る
脳血管疾患	※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(19~31ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。							

特約

がん治療特約(2022)D

月額給付で
備えられる

契約年齢：0歳～80歳

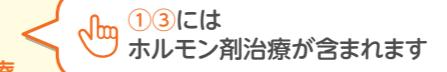
がんで抗がん剤治療・放射線治療・自由診療抗がん剤治療を受けたとき、がん治療給付金をお受け取りいただけます。

■がん治療給付金

がん(上皮内がんを含む)の治療を目的とする以下のいずれかの治療を受けたとき

支払事由

- ①抗がん剤治療
- ②放射線治療
- ③自由診療抗がん剤治療



☑ がんの再発予防のための治療を受けたときも給付金をお受け取りいただけます。

支払金額

5万円～20万円(5万円単位)で設定

※自由診療抗がん剤治療を受けたときは、「がん治療給付金月額 × 2」の金額

支払限度

通算 2,000万円

※自由診療抗がん剤治療は通算24回限度

自由診療抗がん剤治療の対象は右記のとおりです。▶

- ①先進医療の対象となる抗がん剤治療
- ②患者申出療養の対象となる抗がん剤治療
- ③欧米で承認されている所定の抗がん剤治療

● 治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。

● 自由診療抗がん剤治療を受けたときは、給付金が「がん治療給付金月額×2」の金額をお受け取りいただけます。

● それぞれの治療に対して月1回の給付金をお受け取りいただけます。

お受け取りイメージ(がん治療給付金月額5万円の場合)

1月目				2月目			
回数	抗がん剤	放射線	自由診療 抗がん剤	回数	抗がん剤	放射線	自由診療 抗がん剤
1回目	○	○	—	1回目	○	—	○
2回目	—	—	—	2回目	○	—	—
給付金額	5万円	5万円	—	給付金額	5万円	—	10万円
合計	10万円			合計	15万円		

**通算
2,000万円
限度**

※自由診療抗がん剤治療は通算24回限度

特約

先進医療・患者申出療養特約

特定3大疾患に限らず保障

契約年齢：0歳～80歳

全額自己負担となる先進医療・患者申出療養の技術料(自己負担額)

と同額の給付金をお受け取りいただけます。

■先進医療・患者申出療養給付金

支払事由	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	支払金額	先進医療・患者申出療養制度の技術料(自己負担額)と同額	支払限度	通算 2,000万円
------	-------------------------------	------	-----------------------------	------	---------------

■先進医療・患者申出療養見舞金

支払事由	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	支払金額	先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	支払限度	通算 200万円
------	-------------------------------	------	-----------------------	------	-------------



先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額を先進医療・患者申出療養見舞金としてお受け取りいただけるので、**交通費や宿泊費もカバー**できて安心です。

先進医療・患者申出療養とは？

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療を検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

先進医療

厚生労働大臣が定める医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関に条件があります。

技術料は
全額自己負担*

患者申出療養

保険診療や先進医療では有効な治療法がない場合などに、**患者側から主治医に相談**して、これまでになかった治療を厚生労働大臣が認める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。

技術料は
全額自己負担*

未承認薬だけど
有効な可能性があるかも



先進医療では
有効な治療が
見つからない

*入院基本料などは保険適用(高額療養費制度の対象となり、自己負担額は年齢や所得により異なる)となります。

先進医療や患者申出療養の治療内容によっては、高額な医療費がかかります。

区分	技芸名	適応症	自己負担額(技術料相当額)
先進医療	重粒子線治療	肺・縦隔腫瘍など	約314万円
	陽子線治療	頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍など	約267万円
患者申出療養	マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療	根治切除が不可能な進行固形がん	約23万円

*厚生労働省「第138回先進医療会議 令和6年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」、「第55回患者申出療養評価会議 令和6年(令和5年7月1日～令和6年6月30日)の患者申出療養の費用」より当社で試算

*重粒子線治療や陽子線治療は、適応症によって公的医療保険制度の対象となるものがあります。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(19～31ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

Q1

「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となる欧米で承認された薬剤とはどのようなものですか？

A

欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)で承認されているものの、日本では未承認・適応外使用※(保険診療対象外)となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)のことです。この抗がん剤(ホルモン剤を含む)による治療は「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となります。

■がん治療給付金の支払い

		日本	
		承認範囲内	承認範囲外
欧米	承認範囲内	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象 (がん治療給付金月額×2)
	承認範囲外	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象外

※現在公的医療保険制度の対象となっているがんの種類ごとに承認された薬剤を他の臓器のがん治療に使用することです。適応外使用であっても、その薬剤が欧米で適応症の範囲内として承認を受けている場合は、がん治療給付金の支払対象となります。

Q2

通院し、ホルモン剤の経口薬を3か月分まとめて処方された場合、「がん治療給付金」はいくら受け取れますか？

A

がん治療給付金月額5万円の場合

がん治療給付金月額1回分の5万円をお受け取りいただけます。

※処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかるわらす、その処方せんの交付を受けた日のみが、がん治療給付金の支払事由に該当する抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)を受けた日となります。

Q3

再発予防のために抗がん剤(ホルモン剤を含む)を投与された場合、「がん治療給付金」の支払対象になりますか？

A

再発予防を目的として抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与や処方を受けた場合でも、がん治療給付金をお受け取りいただけます。例えば、乳がんによる乳房切除後に再発予防のためホルモン剤の投与を受けた場合、がん治療給付金をお受け取りいただけます(経口投与の抗がん剤(ホルモン剤)による治療も対象となります)。

Q&A

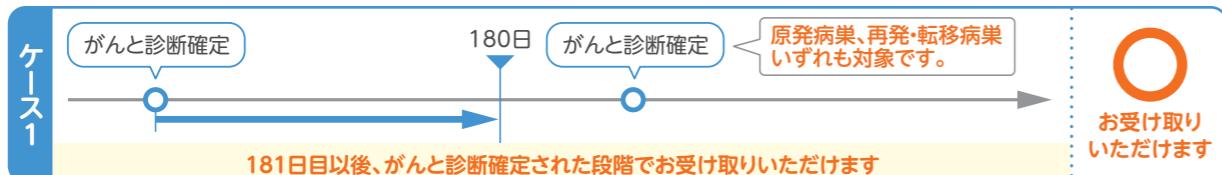
Q4 「特定3大疾病一時金」の、「がん」・「心疾患」・「脳血管疾患」で支払限度がそれぞれ「180日に1回」とはどういうことですか？

A 「がん」と「心疾患」と「脳血管疾患」はそれぞれ支払限度に基づいて支払いの可否を判定します。2回目以降のお受け取りは以下のとおりです。(特定3大疾病1型の場合)

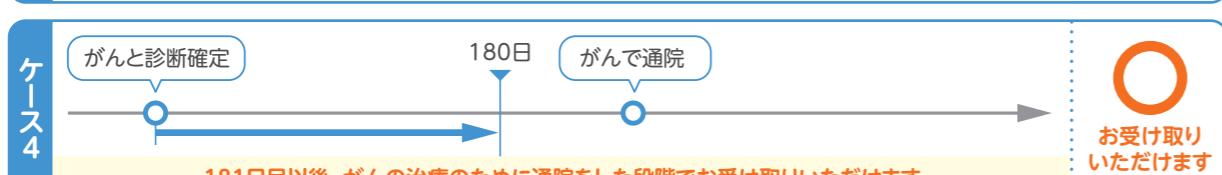
※特定3大疾病2型の場合はがんは1年に1回となります。

がんの場合

前回の支払事由該当日から181日目以後、がんと診断確定された段階で、入院・手術等の有無を問わず、お受け取りいただけます。

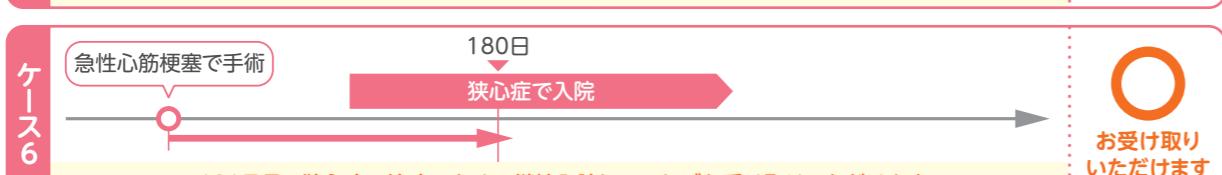


次のようなケースも、前回の支払事由該当日から181日目以後、がんの治療のために入院や通院をしていれば、がんの診断確定の有無を問わず、お受け取りいただけます。



心疾患の場合

前回の支払事由該当日から181日目以後、心疾患の治療のために入院していればお受け取りいただけます。



※ケース5、6については「脳血管疾患」も同様です。

180日以内にがんと心疾患の支払事由に該当した場合

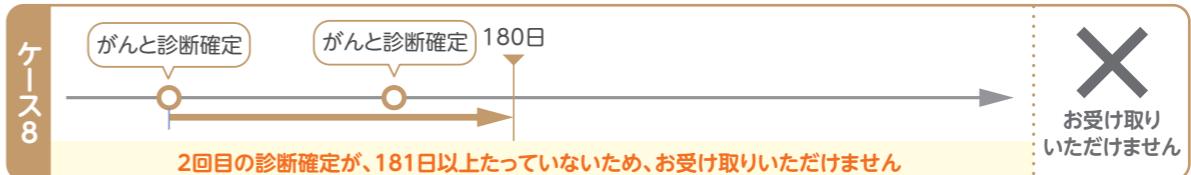
心疾患で手術、180日以内にがんと診断確定されたとき、「がん」と「心疾患」はそれぞれお受け取りいただけます。



※ケース7については「脳血管疾患」も同様です。

次のケースはお受け取りいただけません

「がん」「心疾患」それぞれについて前回の支払事由該当日からその日を含めて180日以内に、新たに支払事由に該当したときは、お受け取りいただけません。



※ケース9については「脳血管疾患」も同様です。

Q5 がんと診断確定され、入院・手術をしない場合でも、「特定3大疾病一時金」「特定3大疾病保険料払込免除」の対象となりますか？

A がんと診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**対象となります。

Q6 すべてのがんが「特定3大疾病一時金」「がん治療給付金」の対象となりますか？

A 「上皮内がん」を含むすべての「がん」が対象となります。

Q7 すべてのがんが「特定3大疾病保険料払込免除」の対象となりますか？

A 「特定3大疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、「上皮内がん」を含むすべての「がん」が対象となります。

保険料表

男性

- 保険期間・保険料払込期間:終身
- 保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)
- 区分料率適用特約:付加(20歳未満を除く)

特定3大疾病保険料払込免除特則「適用」

主契約							オプション	
契約年齢 (歳)	特定3大疾病一時金保険			がん治療特約(2022D) (給付金月額5万円)	+ 先進医療・患者申出療養特約★	20歳未満の料率		
	1型 50万円	1型 100万円	2型 100万円			20歳未満の料率		
0	900 ※	1,800	1,460			180	59	
1	920 ※	1,840	1,490			180	59	
2	940 ※	1,880	1,520			185	60	
3	965 ※	1,930	1,570			190	61	
4	990 ※	1,980	1,600			190	62	
5	1,020	2,040	1,650			195	63	
6	1,045	2,090	1,690			200	64	
7	1,075	2,150	1,740			205	65	
8	1,105	2,210	1,790			205	66	
9	1,140	2,280	1,840			210	67	
10	1,175	2,350	1,900			215	68	
11	1,210	2,420	1,950			220	69	
12	1,250	2,500	2,020			225	70	
13	1,290	2,580	2,080			230	72	
14	1,335	2,670	2,150			235	73	
15	1,375	2,750	2,220			245	75	
16	1,425	2,850	2,300			250	76	
17	1,475	2,950	2,380			255	78	
18	1,530	3,060	2,460			265	80	
19	1,590	3,180	2,560			270	82	
契約年齢	優良区分料率	標準区分料率	優良区分料率	標準区分料率	優良区分料率	標準区分料率	優良区分料率	標準区分料率
20	1,430	1,990	2,860	3,980	2,270	3,210	245	325
21	1,485	2,065	2,970	4,130	2,360	3,330	250	335
22	1,545	2,145	3,090	4,290	2,450	3,460	260	345
23	1,605	2,235	3,210	4,470	2,550	3,600	265	360
24	1,665	2,325	3,330	4,650	2,640	3,750	275	370
25	1,735	2,425	3,470	4,850	2,760	3,900	285	385
26	1,810	2,530	3,620	5,060	2,870	4,070	295	395
27	1,885	2,640	3,770	5,280	2,990	4,250	300	410
28	1,965	2,760	3,930	5,520	3,120	4,440	310	425
29	2,045	2,880	4,090	5,760	3,250	4,640	325	440
30	2,140	3,010	4,280	6,020	3,390	4,850	335	455
31	2,235	3,150	4,470	6,300	3,550	5,070	345	475
32	2,330	3,300	4,660	6,600	3,700	5,310	360	495
33	2,435	3,460	4,870	6,920	3,860	5,560	370	515
34	2,545	3,620	5,090	7,240	4,040	5,820	385	535
35	2,660	3,790	5,320	7,580	4,220	6,090	400	555
36	2,780	3,970	5,560	7,940	4,410	6,380	415	580
37	2,905	4,160	5,810	8,320	4,610	6,680	430	600
38	3,035	4,355	6,070	8,710	4,810	6,990	445	630
39	3,175	4,565	6,350	9,130	5,030	7,320	460	655
40	3,320	4,785	6,640	9,570	5,260	7,670	480	685
41	3,515	5,080	7,030	10,160	5,570	8,130	505	720
42	3,725	5,395	7,450	10,790	5,890	8,630	530	755
43	3,950	5,730	7,900	11,460	6,250	9,160	555	800
44	4,190	6,090	8,380	12,180	6,620	9,720	585	845
45	4,445	6,480	8,890	12,960	7,020	10,330	615	890
46	4,725	6,895	9,450	13,790	7,460	10,980	645	940
47	5,030	7,345	10,060	14,690	7,930	11,690	680	995
48	5,355	7,825	10,710	15,650	8,440	12,440	715	1,055
49	5,705	8,340	11,410	16,680	8,990	13,230	755	1,115
50	6,080	8,895	12,160	17,790	9,580	14,090	800	1,180
51	6,485	9,485	12,970	18,970	10,210	15,000	840	1,250
52	6,920	10,120	13,840	20,240	10,880	15,990	890	1,325
53	7,380	10,795	14,760	21,590	11,600	17,030	940	1,400
54	7,875	11,515	15,750	23,030	12,360	18,140	990	1,480
55	8,400	12,275	16,800	24,550	13,170	19,310	1,045	1,565
56	8,950	13,075	17,900	26,150	14,030	20,540	1,100	1,655
57	9,540	13,930	19,080	27,860	14,950	21,860	1,160	1,750
58	10,160	14,815	20,320	29,630	15,910	23,220	1,225	1,845
59	10,805	15,740	21,610	31,480	16,910	24,640	1,290	1,945
60	11,480	16,695	22,960	33,390	17,950	26,120	1,350	2,040
61	12,065	17,480	24,130	34,960	18,850	27,320	1,415	2,135
62	12,665	18,285	25,330	36,570	19,770	28,550	1,480	2,230
63	13,280	19,110	26,560	38,220	20,710	29,820	1,545	2,320
64	13,915	19,950	27,830	39,900	21,680	31,100	1,605	2,410
65	14,570	20,805	29,140	41,610	22,680	32,400	1,665	2,490
66	15,170	21,580	30,340	43,160	23,610	33,590	1,720	2,565
67	15,795	22,370	31,590	44,740	24,560	34,780	1,770	2,635
68	16,425	23,175	32,850	46,350	25,520	36,010	1,820	2,695
69	17,085	24,020	34,170	48,040	26,530	37,290	1,865	2,750
70	17,770	24,895	35,540	49,790	27,580	38,620	1,910	2,800
71	18,495	25,810	36,990	51,620	28,680	40,010	1,950	2,845
72	19,275	26,805	38,550	53,610	29,870	41,520	1,980	2,880
73	20,075	27,825	40,150	55,650	31,090	43,060	2,010	2,905
74	20,865	28,820	41,730	57,640	32,290	44,570	2,040	2,925
75	21,635	29,775	43,270	59,550	33,460	46,010	2,060	2,945
76	22,365	30,655	44,730	61,310	34,570	47,340	2,080	2,955
77	23,040	31,450	46,080	62,900	35,610	48,550	2,100	2,960
78	23,							

保険料表

女性

- 保険期間・保険料払込期間:終身
- 保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱)
- 区分料率適用特約:付加(20歳未満を除く)

特定3大疾病保険料払込免除特則「適用」

契約年齢 (歳)	主契約			オプション		
	特定3大疾病一時金保険			がん治療特約(2022D) (給付金月額5万円)	+ 先進医療・患者申出療養特約★	
	1型 50万円	1型 100万円	2型 100万円			
契約年齢 (歳)	20歳未満の料率	20歳未満の料率	20歳未満の料率	20歳未満の料率	+ 先進医療・患者申出療養特約★	
0	900 ※	1,800	1,480	235	60	
1	915 ※	1,830	1,510	240	61	
2	940 ※	1,880	1,540	245	61	
3	960 ※	1,920	1,580	255	62	
4	980 ※	1,960	1,610	260	63	
5	1,005	2,010	1,650	265	64	
6	1,030	2,060	1,690	275	65	
7	1,055	2,110	1,730	280	66	
8	1,085	2,170	1,780	290	67	
9	1,115	2,230	1,830	300	68	
10	1,145	2,290	1,870	310	70	
11	1,180	2,360	1,930	320	71	
12	1,215	2,430	1,980	330	72	
13	1,250	2,500	2,050	340	74	
14	1,295	2,590	2,110	350	75	
15	1,330	2,660	2,170	365	77	
16	1,375	2,750	2,250	375	79	
17	1,420	2,840	2,320	390	80	
18	1,470	2,940	2,400	405	82	
19	1,525	3,050	2,490	420	84	
契約年齢	優良区分料率	標準区分料率	優良区分料率	標準区分料率	優良区分料率	標準区分料率
20	1,475	1,895	2,950	3,790	2,370	3,120
21	1,530	1,960	3,060	3,920	2,460	3,220
22	1,585	2,030	3,170	4,060	2,550	3,340
23	1,645	2,105	3,290	4,210	2,640	3,460
24	1,705	2,180	3,410	4,360	2,730	3,570
25	1,765	2,250	3,530	4,500	2,830	3,690
26	1,825	2,320	3,650	4,640	2,930	3,800
27	1,885	2,395	3,770	4,790	3,030	3,910
28	1,945	2,470	3,890	4,940	3,110	4,040
29	2,010	2,550	4,020	5,100	3,210	4,170
30	2,080	2,635	4,160	5,270	3,330	4,300
31	2,150	2,725	4,300	5,450	3,430	4,450
32	2,225	2,815	4,450	5,630	3,550	4,590
33	2,295	2,910	4,590	5,820	3,660	4,740
34	2,370	3,010	4,740	6,020	3,780	4,900
35	2,450	3,115	4,900	6,230	3,900	5,070
36	2,530	3,220	5,060	6,440	4,030	5,230
37	2,610	3,320	5,220	6,640	4,150	5,400
38	2,695	3,435	5,390	6,870	4,280	5,580
39	2,780	3,550	5,560	7,100	4,420	5,760
40	2,870	3,670	5,740	7,340	4,550	5,960
41	3,000	3,845	6,000	7,690	4,760	6,230
42	3,140	4,030	6,280	8,060	4,980	6,540
43	3,280	4,220	6,560	8,440	5,200	6,840
44	3,425	4,420	6,850	8,840	5,430	7,170
45	3,575	4,630	7,150	9,260	5,670	7,500
46	3,735	4,850	7,470	9,700	5,920	7,850
47	3,900	5,070	7,800	10,140	6,180	8,200
48	4,075	5,300	8,150	10,600	6,450	8,570
49	4,250	5,540	8,500	11,080	6,730	8,970
50	4,430	5,795	8,860	11,590	7,020	9,370
51	4,625	6,060	9,250	12,120	7,330	9,810
52	4,825	6,335	9,650	12,670	7,650	10,260
53	5,030	6,620	10,060	13,240	7,980	10,720
54	5,250	6,920	10,500	13,840	8,350	11,210
55	5,485	7,225	10,970	14,450	8,720	11,720
56	5,730	7,545	11,460	15,090	9,120	12,250
57	5,990	7,875	11,980	15,750	9,550	12,800
58	6,265	8,220	12,530	16,440	9,990	13,380
59	6,555	8,585	13,110	17,170	10,470	13,990
60	6,865	8,980	13,730	17,960	10,970	14,660
61	7,110	9,290	14,220	18,580	11,380	15,180
62	7,375	9,620	14,750	19,240	11,810	15,740
63	7,655	9,980	15,310	19,960	12,270	16,350
64	7,960	10,380	15,920	20,760	12,770	17,010
65	8,300	10,815	16,600	21,630	13,320	17,740
66	8,640	11,245	17,280	22,490	13,870	18,440
67	9,005	11,710	18,010	23,420	14,450	19,200
68	9,400	12,210	18,800	24,420	15,090	20,020
69	9,805	12,720	19,610	25,440	15,740	20,850
70	10,225	13,245	20,450	26,490	16,410	21,700
71	10,665	13,795	21,330	27,590	17,120	22,600
72	11,120	14,370	22,240	28,740	17,860	23,540
73	11,600	14,965	23,200	29,930	18,630	24,510
74	12,075	15,565	24,150	31,130	19,400	25,480
75	12,565	16,165	25,130	32,330	20,180	26,460
76	13,050	16,765	26,100	33,530	20,980	27,450
77	13,540	17,370	27,080	34,740	21,780	28,450
78	14,040	17,980	28,080	35,960	22,600	29,460
79	14,545	18,590	29,090	37,180	23,420	30,470
80	15,045	19,195	30,090	38,390	24,250	31,480

★先進医療・患者申出療養特約は優良区分料率。

特定3大疾病保険料払込免除特則「非適用」

契約年齢 (歳)	主契約			オプション		
	特定3大疾病一時金保険			がん治療特約(2022D) (給付金月額5万円)	+ 先進医療・患者申出療養特約★	
	1型 50万円	1型 100万円	2型 100万円			
契約年齢 (歳)	20歳未満の料率	20歳未満の料率	20歳未満の料率	20歳未満の料率	+ 先進医療・患者申出療養特約★	
0	—	1,400	1,150	215	57	
1	730 ※	1,430	1,170	220	58	
2	745 ※	1,490	1,230	225	59	
3	760 ※	1,520	1,250	235	60	
4	780 ※	1,560	1,270	240	61	

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に、内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

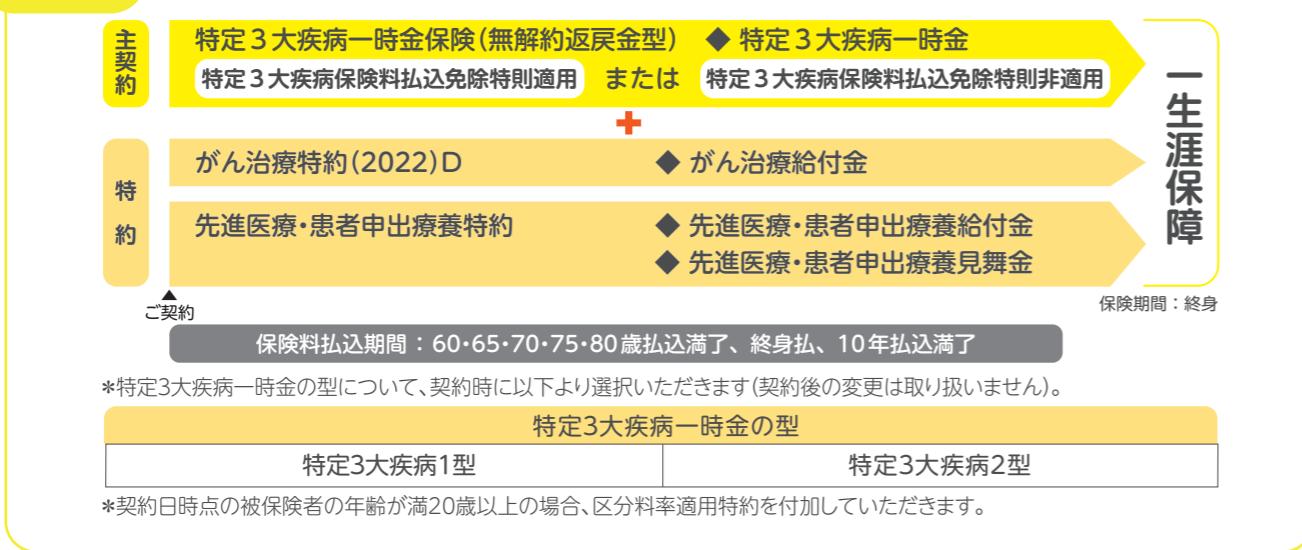
1 引受保険会社

- 名 称 なないろ生命保険株式会社
- 電 話 お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716
- ホームページ <https://www.nanairolife.co.jp/>

2 商品の特徴と仕組み

- 商品 名称 なないろスリー(正式名称:特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型))
- 特 徴 特定3大疾病による所定の状態に一時金で備えることができます。また、被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準を満たす場合、優良区分料率が適用され、基準を満たしていない場合に比べて、保険料が安くなります。

仕組図



お取り扱い(募集代理店によって異なります)

取扱金額*	0歳～59歳…20万円～500万円	60歳～80歳…20万円～300万円
契約年齢	0歳～80歳(契約日時点の被保険者の満年齢)	
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払、10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)	
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)	
最低保険料	月払:1,000円 年払:11,000円	
告知書扱いの最高取扱金額*	0歳～59歳…500万円	60歳～80歳…300万円

*なないろ生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

	<p>■「特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)」「がん治療特約(2022)D」「特定3大疾病保険料払込免除特則」のがんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。</p> <p>■がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合には、この保険契約(特約、特則を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。</p>
--	--

3 保障内容

特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)

●特定3大疾病一時金の型について、契約時に以下より選択いただけます(契約後の変更は取り扱いません)。

特定3大疾病一時金の型	疾病	支払限度
特定3大疾病 1型	がん	180日に1回
	心疾患	
	脳血管疾患	
特定3大疾病 2型	がん	1年に1回
	心疾患	
	脳血管疾患	

●以下の支払事由に該当した場合に特定3大疾病一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
初回 がんと診断確定されたとき		
2回目以後 ○特定3大疾病1型の場合 がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんと診断確定されたとき。 なお、「がん給付」の責任開始期以後保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態なく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。 ア. がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に、がんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき。この場合、その181日目にがんと診断確定されたものとします。 イ. がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したとき。この場合、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。 ウ. がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的とする通院をしたとき。この場合、その181日目以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとします。		
○特定3大疾病2型の場合 がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんと診断確定されたとき。 なお、「がん給付」の責任開始期以後保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態なく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。 ア. がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき。この場合、その応当日にがんと診断確定されたものとします。 イ. がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したとき。この場合、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。 ウ. がんによる特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的とする通院をしたとき。この場合、その応当日以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとします。		

	支払事由	支払金額	支払限度
心疾患	<p>初回 心疾患を発病し次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき</p>	特定 3大疾病 一時金額	無制限
	<p>2回目以後 次のいずれかに該当したとき ○心疾患による特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、次のいずれかに該当したとき。 ・その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ○心疾患による特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に心疾患の治療を直接の目的とする継続入院中のとき。</p>		
脳血管疾患	<p>初回 脳血管疾患を発病し次のいずれかに該当したとき ・その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき</p>	特定 3大疾病 一時金額	無制限
	<p>2回目以後 次のいずれかに該当したとき ○脳血管疾患による特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、次のいずれかに該当したとき。 ・その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ○脳血管疾患による特定3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に脳血管疾患の治療を直接の目的とする継続入院中のとき。</p>		

保険料払込免除事由	
がん (悪性新生物・上皮内新生物)	がんと診断確定されたとき
心疾患	心疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	脳血管疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてなないろ生命が判断します。
- この特則には主契約と同一の保険料率を適用します。適用される料率については、「4 適用する保険料率について」(23ページ)をご確認ください。

がん治療特約(2022)D

- 以下の支払事由に該当した場合にがん治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がんの治療を目的とする、以下のいずれかの治療を受けたとき ①抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む) ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)	<①または②のとき> がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに、 がん治療給付金月額 <③のとき> がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに、 がん治療給付金月額×2の金額	通算: 2,000万円  自由診療抗がん剤治療(ホルモン剤治療を含む)について、 24回を限度

保障内容に関する注意事項

- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。なお、入院により診断確定された場合、通院により診断確定された場合のいずれにおいても対象となります。
 - ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的初見(生検を含みます。)による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
 - ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます。)による診断確定。
- 特定3大疾病一時金の支払事由に定める(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてなないろ生命が判断します。
- 同時に「がんの支払事由に複数該当」「心疾患の支払事由に複数該当」「脳血管疾患の支払事由に複数該当」の場合は、特定3大疾病一時金を重複してお支払いしません。
 - ただし、同時にがん、心疾患、脳血管疾患のうち、複数の疾病で支払事由に該当した場合には、それに対して特定3大疾病一時金をお支払いします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療を、同じ月に複数回受けた場合、重複して支払いません。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を、同じ月に複数回受けた場合、重複して支払いません。
- がん治療給付金の支払事由に該当する自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療を、同じ月に複数回受けた場合、重複して支払いません。
- がん治療給付金の支払事由に該当する抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療、がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療、およびがん治療給付金の支払事由に該当する自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療と同じ月に受けた場合、抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療、放射線治療、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療それぞれに対してがん治療給付金を支払います。
- がん治療給付金の支払対象となる放射線治療には所定の要件があります。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含みます)の投与または処方をいいます。
- がん治療給付金の支払対象となる自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含みます)治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養制度による療養として使用された医薬品または欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品の投与または処方をいいます。
- この特約には主契約と同一の保険料率を適用します。適用される料率については、「4 適用する保険料率について」(23ページ)をご確認ください。

特定3大疾病保険料払込免除特則

- 特定3大疾病保険料払込免除特則を適用したご契約について、22ページの保険料払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料の払込みが免除となります。

先進医療・患者申出療養特約

- 以下の支払事由に該当した場合に先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
先進医療・患者申出療養給付金 所定の先進医療または患者申出療養による療養を受けたとき	先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用(自己負担額)と同額	通算:2,000万円
先進医療・患者申出療養見舞金 先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の10%相当額	通算:200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをおいいます。
- 支払事由に該当する患者申出療養は、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養は、隨時見直しされます。
- 歯科のみで実施することが定められている先進医療・患者申出療養は、支払対象外となります。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 同一の患者申出療養による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額)をお支払いします。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるないろ生命の特約に重複して加入することはできません。

指定代理請求特約

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できないとなないろ生命が認めた場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 適用する保険料率について

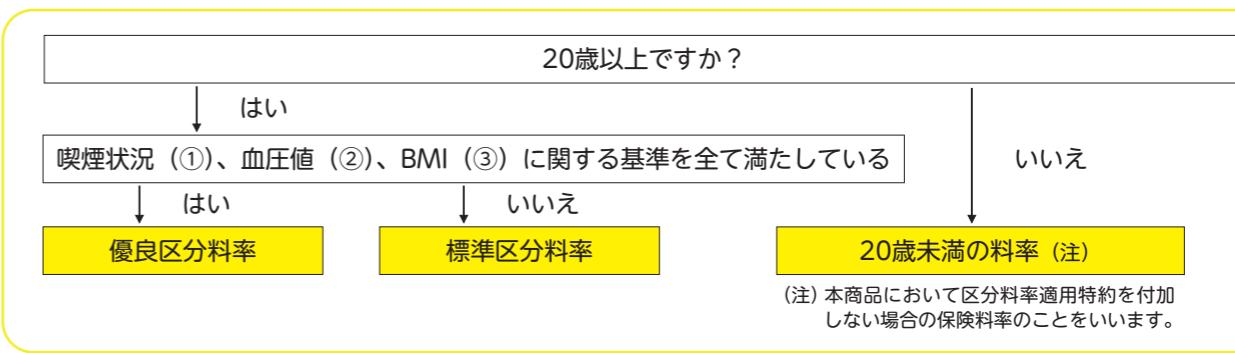
- 被保険者の年齢が満20歳以上の場合、区分料率適用特約を付加していただきます*1。主契約、特則および所定の特約の保険料*2は、ご契約時の被保険者の喫煙状況および健康状態等に応じて、優良区分料率または標準区分料率を適用して計算します。

*1 被保険者の年齢が満20歳未満の場合、喫煙状況や健康状態等にかかわらず、区分料率適用特約を付加することはできません。

*2 分区料率適用特約の対象となる主契約、特則および所定の特約は以下のとおりです。

特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)・特定3大疾病保険料払込免除特則・がん治療特約(2022)D

適用される保険料率決定の流れは以下のとおりです。



上記の基準は以下のとおりです。

項目	基準
① 喫煙状況	過去1年以内に喫煙*1していないこと
② 血圧値	最高血圧値が140mmHg未満かつ最低血圧値が90mmHg未満であること
③ BMI	BMI(ボディ・マス・インデックス)の値が18以上27未満であること*2

*1 喫煙には、紙巻たばこその他、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、喫ぎたばこ、電子たばこ等を含みます。

*2 BMI=体重(kg)÷{身長(m)}²

・体重(kg)は小数第1位以下を切り捨て

・身長(m)は小数第3位以下を切り捨て

・BMIは小数第1位以下を切り捨て

- 被保険者の喫煙状況や健康状態等の確認のため、告知に加えて所定の検査や健康診断結果等の提出を求めることがあります。**
- 被保険者の喫煙状況や健康状態等に関する告知について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、給付金のお受け取り等ができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約を解除することができます。**
- 適用される保険料率の決定と、ご契約のお引き受けに関する基準は同一ではありません(別途、告知事項があります)。優良区分料率でお申し込みいただける場合でも、ご契約のお引き受けができない場合があります。**
- 優良区分料率とは、本商品における当社の呼称であり、優良区分料率を適用する基準に該当しない方の健康状態や身体状態が優良でないということではありません。**

5 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「がん治療特約(2022)D」「先進医療・患者申出療養特約」の支払事由に影響を及ぼす場合には、なないろ生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することができます。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

6 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、特定3大疾病一時金額の10%の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

7 死亡給付金について

- この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、特定3大疾病一時金額の10%の死亡給付金があります。
特 約	死亡給付金はありません。

8 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

9 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

10 保険料について

- 具体的な保険料は「保険料表」(15~18ページ)でご確認ください。

11 責任開始に関する特約について

- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料は、保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約のお引き受けをなないろ生命が決定した場合の保障の保険期間開始日は、お申し込みと告知(診査)がともに完了したときとなります。

12 生命保険料控除制度について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
 - 「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お払みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
 - この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。
- *税務のお取り扱いについては、2025年8月現在の税制に基づいて記載しています。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に、内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

以下は、お客さまにとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。



6. 給付金などをお支払いできない場合について
8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について
9. 解約返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申込みの撤回等)について

(1) 適用期間

保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(注意喚起情報)の交付日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます)のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内(非営業日を含みます)。

(2) お申出方法

<書面によるお申込みの撤回>

書面によるお申出の場合、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じるので、郵便によりなないろ生命宛に発送してください(店頭へ持参はせず郵送にてお申出ください。また、保険契約者さまからの口頭のみのお申出はお受けできませんのでご留意ください)。

〈記入例〉書面には、保険契約者さまご本人が、次の①～③の内容をご記入ください(口座振替扱とクレジットカード扱では、記入項目が異なりますので、記入例を参照願います)。

- ①お申込みの撤回等をする旨の文言
- ②申込者氏名(自署)、住所、電話番号
- ③申込番号(契約申込書の上部10桁の数字)、保険料、取扱代理店、申込日、申出日、
ご返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人フリガナ、口座名義人)

【口座振替扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○ ○ ○ ○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電話番号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申込番号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保険料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申込日：20○○年○○月○○日
申出日：20○○年○○月○○日

【クレジットカード扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○ ○ ○ ○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電話番号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申込番号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保険料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申込日：20○○年○○月○○日
申出日：20○○年○○月○○日
返金先口座：○○銀行○○支店(店番)
普通(口座番号)＊＊＊＊＊＊＊＊
口座名義人フリガナ ○○○○ ○○○○
口座名義人 ○○ ○○

【送付先】〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 なないろ生命 クーリング・オフ担当

*個人情報保護の観点から、封書によりお申出いただきますようお願いします。

注意喚起情報

<電磁的方法によるお申込みの撤回>

なないろ生命では、電磁的方法によるお申込みの撤回等の窓口として、なないろ生命ホームページ上にお問い合わせ受付フォームを設置しています。お申込みの撤回等は電磁的方法による発信時(申出日)に効力を生じますので、入力画面に必要事項を入力し、発信ください。

(なないろ生命ホームページ:<https://www.nanairolife.co.jp/>)

(3) 第1回保険料充当金のご返金について

お申込みの撤回等がありクーリング・オフ制度が適用された場合、ご入金済の第1回保険料充当金は申込者さま(保険契約者さま)に全額ご返金します。申込者さま等から特に申出のない場合は、申込時に登録いただいた保険料振替口座へご返金します。申込時に保険料振替口座を登録いただいている場合は、撤回お申出時にご返金する口座をご指定ください。

■保険契約者さまが法人または個人事業主(雇用主)の場合は、クーリング・オフ制度の適用対象外となります。

2 保険期間開始期について

●お申し込みいただいたご契約のお引き受けをなないろ生命が決定した場合の保険期間開始期は次のとおりです。

責任開始に関する特約を付加した場合	お申し込みと告知(診査)とともに完了した時
上記以外の場合	お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*

*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日

 「特定3大疾病一時金保険(無解約返戻金型)」「がん治療特約(2022D)」「特定3大疾病保険料払込免除特則」
の「がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。」

3 告知義務について

保険契約者および被保険者にはなないろ生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があります、これを告知義務といいます。

●生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。

●ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態等について、告知書(電磁的方法による場合を含みます)でなないろ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。

●告知をお受けできる権利(告知受領権)は、なないろ生命(告知書に記入いただく場合)が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。

告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできることあります。

●告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかつたり、事実と違うことを告知した場合は、保険期間開始期から2年以内*1であれば、なないろ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。

●ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これを支払いません*2。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません*2。

●ご契約を解除するときは、解約返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

●ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などを支払えないこと、または、保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例) 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などを支払えないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象となる2年経過後でも取り消しとなることがあります。また、すでに払込みいただいた保険料は返金しません。

*1 保険期間開始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することができます。

*2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などの支払いまたは保険料のお払込みを免除することができます。

 傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることがあります(傷病によってはお引き受けすることもあります)。

4 ご契約内容等の確認制度について

●ご契約のお申し込みに際し、後日、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。

●給付金などの支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、給付金などを支払いするための確認・照会に、保険契約者、被保険者または医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

5 生命保険募集人について

●募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとなないろ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

なないろ生命 お客さまサービスセンター  0120-08-7716

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合は、給付金などをお支払いしません。

- がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合
- 責任開始期より前の疾病や傷害が原因の場合*
- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合(各給付金等によりお取り扱いが異なります)

*次のような場合、ご契約によつては、責任開始期以後の疾病によるものとみなすことがあります。

- ・告知等によりないろ生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合
- ・病院での受診歴や健康診断等による異常がなく、症状について被保険者等の認識・自覚もなかつた場合
- ・責任開始期からその日を含めて2年経過後に治療等を受けた場合

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中になないろ生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。特にご契約後短期間で解約した場合の解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。
保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。
現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。
- なないろ生命には乗換制度があり、同制度を利用することで乗り換えの際に保障が途切れることを回避することができます。
乗換制度を利用するためには、乗換前契約と乗換後契約の契約者・被保険者は同一であること等の要件があります。

9 解約返戻金について

●この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、特定3大疾病一時金額の10%の解約返戻金があります。
特 約	解約返戻金はありません。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- なないろ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者
保護機構
TEL:03-3286-2820
(受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00)
ホームページ:<https://www.seihohogo.jp/>

11 給付金などのお支払いに関する手続等のご留意事項について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客さまサービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加しますと、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレスhttps://www.seiho.or.jp/) なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

インターネットでいつでも確認できます!



Web版「ご契約のしおり-約款」のご案内

なないろ生命では、お客様の利便性向上^{*1}のため、「ご契約のしおり-約款」^{*2}の冊子版の受領にかえ、なないろ生命ホームページでWeb版「ご契約のしおり-約款」(以下、「Web約款」)を閲覧する方法をおすすめしております。「Web約款」は以下の方法にて閲覧が可能です。

*1 「Web約款」は、「いつでもパソコンなどで閲覧できる」「文字を拡大して閲覧できる」「検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できる」「冊子のように保管は不要で、紛失の心配がない」といったメリットがあります。

*2 「ご契約のしおり-約款」は、契約内容にかかる重要な内容を定めたものです。

■「Web約款」の閲覧方法



QRコードを利用する

※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

- 1 QRコードからなないろ生命のホームページへアクセスしてください。



- 2 「ご契約のしおり-約款(PDF)」を選択してください。



なないろ生命 ホームページを利用する

- 1 以下のホームページへアクセスしてください。
<https://www.nanairolife.co.jp/yakkan/>

- 2 「ご契約のしおり-約款(PDF)」を選択してください。

なお、「ご契約のしおり-約款」の冊子版をお受け取りいただくこともできます。その場合は、「生命保険契約申込書」の署名欄またはペーパレス手続き画面の「重要事項確認 兼受領確認」画面内にある「冊子版を希望します」をチェックしてください。後日、保険契約者さまへ「ご契約のしおり-約款」の冊子版を送付いたします。

※お申し込み前またはお申し込み後でも、「ご契約のしおり-約款」の冊子版をご請求いただくことができます。ご希望の場合は下記サービスセンターへお申し出ください。

なないろ生命保険株式会社 お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716



ご契約後のサービス

なないろ生命では、ご加入いただいたお客様にご安心いただくための「つづける」「とどける」「さざえる」サービスをお届けしています。

※詳しくはなないろ生命公式Webサイト上のご契約者さまページをご確認ください。

つづける

わからないこと、困ったことがあっても大丈夫。安心便利に保障を「つづける」ためのサービスです。

WEB手続き

なないろ生命手話・筆談通訳サービス

とどける

普段の安心と、いざという時の安心。保障の安心を「とどける」サービスです。

なないろレター

お客様の健康生活を「さざえる」新しい選択肢となるサービスをご紹介しています。

なないろ健康相談ダイヤル
スマート脳ドック イーメディカル

…つづける…

いつでも手続きできる WEB手続き

これまでお客様サービスセンターへのお申し出や手続き書類の記入・返送をいたしていた一部の契約内容変更に関するお手続きについて、WEB上で完結するサービスです。

取扱可能なお手続き

- ① 保険契約者さまの住所変更・電話番号変更
 - ② 保険料振替口座の変更
 - ③ クレジットカードの変更
 - ④ 口座振替扱い⇒クレジットカード扱いの変更
 - ⑤ 月払⇒年払の変更
 - ⑥ 生命保険料控除証明書の再発行
 - ⑦ ご契約内容の確認
 - ⑧ ご契約内容ご説明制度の登録
 - ⑨ 死亡給付金受取人の変更・訂正・追加*
 - ⑩ 指定代理請求人の登録・変更・訂正・取消*
- *契約者さまと被保険者さまが同一人のご契約に限ります。

オペレーターと会話できる なないろ生命手話・筆談通訳サービス

耳や言葉の不自由なお客様がお客様サービスセンターへスムーズにお問い合わせいただけるサービスです。



サービス提供:株式会社プラスヴォイス

…とどける…

契約内容を確認できる なないろレター

「なないろレターご契約内容のお知らせ」は、お客様にご契約内容を確認いただくため、年に一度ご案内させていただきます。



・・・ささえる・・・

無料で専門医や看護師にアクセスできる なないろ健康相談ダイヤル

24時間電話
健康相談サービスサービス対象
被保険者さまと
その同居のご家族さま

- 経験豊かな医師・保健師・看護師などの相談スタッフと、24時間・年中無休で電話相談可能

ご相談いただける内容

- ▶ 健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス
- ▶ 専門外来や夜間・休日の医療機関情報

専門医による電話相談(予約制)

各分野の専門医に電話で相談可能です。相談内容を看護師が伺い、適切な専門医に予約手配します。

子どもがプラスチック製品を誤飲してしまいました。
どのように対処したらよいでしょうか。

24時間
電話健康相談

病名の診断がされているが治療の選択が難しくて…主治医以外でその分野の専門医に相談したい。

専門医による
電話相談(予約制)セカンドオピニオン
サービス放射線(陽子線・重粒子線)
治療相談サービス「ドクターが
薦める専門医」
情報提供サービス

サービス対象

サービス対象

被保険者さま

各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師へ、セカンドオピニオンを手配します。

- 納得の治療を選択できるよう、
- 現在の診断に対する見解
- 今後の治療方針・方法など

意見をもらうことができます。

がんと診断された方が放射線(陽子線・重粒子線)治療も選択肢に加えたい、詳細を知りたい、信頼性の高い医療機関を教えてほしい、という場合に専任のヘルスカウンセラー(保健師・看護師等)に直接相談できます。

安心して治療を託せる医師をお探しのとき、ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。

ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きした上で、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

会社の健康診断で早期の胃がんが見つかりました。

主治医からは、「早期だが場所が悪いので、胃を全摘する手術が必要です」と言われてしまい…

セカンドオピニオンでは、胃の全摘はしなくてよいかもしれないと言わされました。今後の治療については、主治医と相談して決めることになりました。

がんと診断されたが、陽子線や重粒子線治療の適応となるか意見を聞いてみたい。

「自宅近くで〇〇の病気についての専門医を知りたい」「転院したい」といった場合にお気軽にご利用いただけます!

主治医からは手術を勧められているが、放射線治療の選択肢はないのだろうか?

私たちドクターが選んだ専門医の情報(プロフィール等)をご案内します!

「自宅近くで〇〇の病気についての専門医を知りたい」「転院したい」といった場合にお気軽にご利用いただけます!

主治医からは手術を勧められているが、放射線治療の選択肢はないのだろうか?

*【受付】月曜～土曜9時～22時(日曜・祝日、12月31日～1月3日を除く)

詳細は、保険証券に同封の「なないろ健康相談ダイヤル」のご案内チラシをご確認ください。

- 上記サービスはなないろ生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。本サービスは2025年9月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ご利用の諸条件や地域・内容により、ご要望に添えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。
- ドクターが薦める専門医とは…大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

30分で脳の検査ができる スマート脳ドック

サービス対象 契約者さま、被保険者さま



プラン、料金の詳細は右記二次元コード
もしくは「スマート脳ドック」で検索して
ください。



スマート脳ドックは30分で完了する脳のMRI、MRA検査です。

検査時間や受付時の無駄を徹底的になくすことでき、
脳の異常を早期発見できる検査を継続しやすい価格で提供しています。

受付からお帰りまで30分

結果は1週間以内に WEBで 確認できます

胸部CT 肺ドックで 肺がん・心疾患 をチェック可能
※オプションとなります。

脳の異常を
早期発見



サービス提供:株式会社ユカリア 「スマート脳ドック」は株式会社ユカリアの登録商標です。

スマホ1台で完結する生活習慣病治療 高血圧イーメディカル

サービス対象 契約者さま、被保険者さま



プラン、料金の詳細は右記二次元コード
もしくは「高血圧イーメディカル」で検索
してください。



あなたの血圧データを見守り医師が診察、お薬をご自宅までお届けします。

まずは【無料オンライン相談へ】。高血圧症だけではなく、脂質異常症・高尿酸血症(痛風)・アレルギーに対する最適な治療プランを医師がご提案します。



- オムロン製血圧計を無料貸与
- 血圧を専門家が見守り、アドバイス
- オンライン診療で通院不要
- お薬はご自宅まで郵送
- 診療・処方(薬)代金は保険適用

サービス提供:イーメディカルジャパン株式会社

サービスのご利用方法は、ご契約後に届く保険証券に同封のチラシにてご案内します。
必ずチラシをご確認いただいたうえでお申込みしてください。

- 本パンフレットに記載のサービスは、2025年9月現在のものです。
- 各サービスは当社が提携する各企業が提供するものです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- 当社が提携する各企業のサービスについて、当社は責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- 提携先やサービス提供元によっては、年末年始など一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各サービスのご利用にあたっては、パソコン、スマートフォン等によるインターネットに接続可能な環境が必要となります。
- 体調、病歴等によりサービスの提供を受けられない場合があります。
- 提供するサービスの検査結果だけではなないろ生命の給付金等の支払事由には該当しません。

ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおり-約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり-約款」は、ご契約に伴う大切なことを記載したもので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いします。

■「ご契約のしおり-約款」記載事項の例

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態などの告知義務について
- 保険期間開始日および保障の責任開始期について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と解約返戻金について

再度ご確認いただきたい事項

- 「なないろスリー」は、なないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとなないろ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

なないろ生命保険株式会社 お客さまサービスセンター ☎ 0120-08-7716までご連絡ください。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 「なないろスリー」の引受保険会社はなないろ生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はなないろ生命保険株式会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまとなないろ生命保険株式会社になります。
- 「なないろスリー」はなないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがいまして、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日はご利用いただけません。

引受保険会社

なないろ生命保険株式会社

本社／〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1
ホームページアドレス／<https://www.nanairolife.co.jp/>
☎ 0120-08-7716 (通話料無料)

〈ご高齢のお客さま専用ダイヤル〉

コミュニケーターに直接つながり、ゆっくり丁寧に応対します。

☎ 0120-38-7716 (通話料無料)

【受付時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(ただし、祝日、年末年始を除く)